

仕 様 書

都市計画局歩くまち京都推進室
(担当 柏原、山下、吉田、横山 電話 222-3483)

件 名	令和8年度観光地等交通対策に係る迂回誘導看板等の設置・撤去作業等業務委託について
契 約 期 間	契約日の翌日～令和9年1月29日（金）
契 約 条 件	別紙のとおり

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度観光地等交通対策に係る迂回誘導看板等の設置・撤去作業等業務委託について

2 委託契約期間

契約日の翌日～令和9年1月29日(金)

※ 令和8年度観光地等交通対策に係る日程は次のとおり

- ・観光地等交通対策 令和8年11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日)
- ・嵐山長辻交通規制 令和8年11月16日(月)～11月29日(日)
- ・パークアンドライド 令和8年11月14日(土)～11月30日(月)

3 業務内容

京都市内を中心とした道路上等における誘導看板、横断幕等の設置、維持及び撤去並びに一部既存看板の板面貼替及び看板の新規作成

《設置区分1》…長辻通北行一方通行規制に係る誘導看板

《設置区分2》…観光地等交通対策日に係る誘導看板

《設置区分3》…パークアンドライドの利用促進に伴う重点利用促進駐車場への誘導看板

※ (1)～(4)に記載するサイズ表記の単位はmmで、横×縦の長さである。

(1) 設置作業

《設置区分1》

- ・ 令和8年11月9日(月)以降に作業を開始し、令和8年11月13日(金)午後5時30分までに全て設置完了のうえ、本市担当者へ報告すること。また、全ての設置箇所の写真を撮影し、速やかに提出すること。

《設置区分2》

- ・ 令和8年11月16日(月)以降に作業を開始し、令和8年11月20日(金)午後5時30分までに全て設置完了のうえ、本市担当者へ報告すること。また、全ての設置箇所の写真を撮影し、速やかに提出すること。

《設置区分3》

令和8年11月13日(金)以降に作業を開始し、令和8年11月14日(土)午後5時30分までに全て設置完了のうえ、本市担当者へ報告すること。また、全ての設置箇所の写真を撮影し、速やかに提出すること。

【設置箇所】

別添1-1、1-2、1-3のとおり

※ 設置箇所については予定であり、設置箇所の総数に変わらない範囲で契約後に変更となる可能性がある。より詳しい設置箇所については、契約後に本市が、地図や電柱番号等により示す。

【設置対象】

照明柱、電柱、道路付属施設、街路樹等の既存の工作物（一部自立式の看板あり）

【設置枚数】

・設置区分１・・・４０枚

内訳）巻き付け式看板（電柱幕）（主なサイズ 297×1240） 33 枚

立て看板（主なサイズ 450×1800） 7 枚

・設置区分２・・・ 83 枚

内訳）巻き付け式看板（電柱幕）（主なサイズ 297×1240） 59 枚

立て看板（主なサイズ 450×1800） 13 枚

※うち、2枚は自立式の看板のため、本市指定の場所にカラーコーン等で安全確保のうえ、事前に配置すること

横断幕（サイズ 6000×900） 11 枚

・設置区分３・・・ 3 枚

内訳） パークアンドライド利用促進に伴う重点利用促進駐車場への誘導看板

（サイズ 1800×400） 2 枚

パークアンドライド利用促進に伴う重点利用促進駐車場への誘導横断幕

（サイズ 500×4000） 1 枚

【設置方法】

別添２のとおり

※ 誘導看板等の設置に伴う各警察署への道路使用許可申請及び各道路等管理者（土木事務所、京都国道事務所等）、その他関係機関（ＮＴＴ西日本、関西電力等）への申請書類の作成については本市で行うが、各警察署（東山警察署、左京署、中京署、上京署、南署、下京警察署、右京警察署、西京警察署）への道路使用許可申請の届出及び許可書の受取については受託者において対応すること。

(2) 撤去作業

《設置区分１～３》

- ・ 令和８年 11 月 30 日（月）以降に作業を開始し、令和 8 年 12 月 3 日（木）午後 5 時 30 分までに全て撤去完了のうえ、本市担当者へ報告すること。また、撤去後の写真（電柱札の分かるもの、全景が分かるもの、設置箇所の特写写真）を撮影し、速やかに提出すること。

【維持期間】

設置日から撤去日まで、全ての看板及び横断幕が適切に設置された状態を保持すること。

※ 適宜、現地での設置状況を確認すること。

(3) 看板等の板面貼替

設置に必要な看板及び横断幕は本市から貸与するが、日付や文言の修正として板面の張替えを行うこと。

(想定枚数)

○日付・文言の変更

- | | |
|---|------|
| ① サイズ：297×1240/素材：ターポリン/貼替え範囲：80×1100 | 32 枚 |
| ② サイズ：297×1240/素材：ターポリン/貼替え範囲：150×150 | 8 枚 |
| ③ サイズ：6000×900/素材：ターポリン/貼替え範囲：5000×300 | 2 枚 |
| ④ サイズ：297×1240/素材：ターポリン/貼替え範囲：80×800 | 9 枚 |
| ⑤ サイズ：9000×900/素材：ターポリン/張替え範囲：3000×300 | 1 枚 |
| ⑥ サイズ：5000×500/素材：ターポリン/張替え範囲：2500×200 | 1 枚 |
| ⑦ サイズ：10000×400/素材：ターポリン/張替え範囲：2500×200 | 1 枚 |
| ⑧ サイズ：5000×500/素材：ターポリン/張替え範囲：2500×200 | 3 枚 |
| ⑨ サイズ：6000×300/素材：ターポリン/張替え範囲：2500×200 | 1 枚 |
| ⑩ サイズ：8500×600/素材：ターポリン/張替え範囲：2000×200 | 1 枚 |

(4) 電柱幕等の新規作成

【新規作成】

① プラカード 1 枚

サイズ：900×600

素材：木材等（特に指定しないが軽量で耐用年数が4年程度以上あるもの）

印刷方法：木材に直接ペイントを行うこと。

※周辺の景観との調和のため、可能な限り人工的な意匠を排除し、木材と目立たないフォント、文字カラーとする。

※文面の詳細は、契約後に本市から改めて指示する。

② 電柱幕 1 枚

サイズ：297×1240

素材：特に指定しないが、耐用年数が4年程度以上あるもの

印刷方法：インクジェット（耐用年数4年程度以上のもの）

※ 防水仕様とすること

※ 文面の詳細は、契約後に本市から改めて指示する。

③ 看板用貼付シール 10 枚

サイズ：700mm×100mm

素材：特に指定しないが、約3週間程度は自然に剥がれ落ちないものとする。

但し、対策期間終了後には看板を復元する必要があるものから、看板から簡単かつ綺麗に剥がせるものとする。（剥がす際に一度に剥がしきれ、粘着物等が板面に残らない素材とすること）

④ 立て看板 2枚

サイズ：450mm×1800mm（板面のみのサイズ。足の長さは除く。）

素材：アルミ複合板

印刷方法：インクジェット（耐用年数4年程度のもの）

※ 屋外に設置するため、雨風でにじんだり、転倒しないよう、防水仕様とすること。また、看板との接触により通行人が怪我をしないよう、4つ角を保護すること。

※ 文面の詳細は、契約後に本市から改めて指示する。

4 費用負担

実施に要する費用は、すべて受託者の負担とする。ただし、設置に必要な看板は、新規作成を委託する看板を除き、本市から貸与する。

また、設置に必要なロープ、結束バンド、重り等は受託者で準備すること。

【貸与物品保管場所】

京都市役所北庁舎 MB2階

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

5 看板等の貸与及び返却等

(1) 既存看板及び横断幕について

貸与時は上記保管場所に受け取りに来ること。また、返却時においても上記保管場所まで運搬すること。なお、貸与及び返却は本市担当者立会のもと行うこと。

(2) 新規作成看板について

上記3(4)のとおり作成し、上記5(1)と併せて設置すること。また、撤去後は上記5(1)と併せて、上記保管場所まで運搬し、本市に納品すること。なお、納品は本市担当者立会のもと行うこと。

6 報告

業務をすべて終了したときは、実施内容が分かる書類を添付のうえ、令和9年1月29日（金）までに業務完了届を提出すること。

なお、完了報告書の様式は受託者の任意様式とする。

7 支払方法

業務完了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

8 損害の賠償

業務上の事故等について、受託者の責に帰する理由により発生した事故や損傷については、受託者の責任において措置するものとし、事故発生の原因及び被害の内容について速やかに報告す

るものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本市の文書による合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。
- (3) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従い行う。
また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。
- (5) 本契約後、契約金額の範囲内において、3（3）及び3（4）の立て看板、電柱幕、プラカードの新規作成・張替等の数量の内訳等に変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき適正に業務を遂行すること。
- (6) 本契約後、3（1）及び3（2）のスケジュールについて、変更が生じる可能性がある。当該事象が生じた場合は、受発注者の協議に基づき適正に業務を遂行すること。

（参考）観光地等交通対策業務

「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、紅葉のピーク期に、嵐山地域（渡月橋周辺）及び東山地域（東山五条周辺、東福寺周辺）で、交通の円滑化と安全快適な歩行者空間の創出のため、関係者及び地元との協議・調整を進め、府警等関係行政機関との連携の下、パークアンドライド施策の実施とともに臨時交通規制や市営観光駐車場の自家用車駐車不可等の交通対策に取り組んでいる。

歩くまち京都推進室

長辻通(渡月橋北詰～新丸太町通)の北行一方通行規制に伴う 交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和 8 年 11 月 9 日 ～ 12 月 3 日
--------	----------------------------

設 置 予 定 枚 数	2 枚
-------------	-----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	A-1	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	A-2	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

長辻通(渡月橋北詰～新丸太町通)の北行一方通行規制に伴う
交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月9日～12月3日
--------	-----------------

設 置 予 定 枚 数	3 枚
-------------	-----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	B-6	右京区嵯峨天龍寺造路町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-7	右京区嵯峨天龍芒ノ馬場町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-8	右京区嵯峨天龍寺馬堀町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京

嵐山地区内道路の一般車流入抑制に伴う看板設置場所一覧

設置予定期間 令和8年11月9日 ～ 12月3日

設 置 予 定 枚 数 11 枚

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	E-2	右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町 案内標識柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	E-3	右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	E-4	右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	E-8	右京区嵯峨糺原町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	E-10	右京区嵯峨天龍寺造路町 照明柱	京都府 京都土木事務所	右 京
3	E-11	右京区嵯峨天龍寺造路町 照明柱	京都府 京都土木事務所	右 京
3	E-12	右京区嵯峨天龍寺造路町 照明柱	京都府 京都土木事務所	右 京
1	E-13	右京区嵯峨天龍寺若宮町 N T T 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
4	E-14	右京区嵯峨天龍寺角倉町 標識柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
5	E-15	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町 N T T 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
6	E-16	右京区嵯峨天龍寺角倉町 信号柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

嵐山地区内の臨時交通規制に伴う
交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月9日～12月3日
--------	-----------------

設置予定枚数	2枚
--------	----

(その1)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	G-6	右京区太秦三尾町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
1	G-7	右京区太秦開日町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京

嵐山地区内の臨時交通規制に伴う
交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月9日～12月3日
--------	-----------------

設置予定枚数	17枚
--------	-----

(その1)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	K-1	右京区嵯峨新宮町樹木	京都市 西部土木みどり事務所	右京
1	K-2	右京区嵯峨広沢南野町樹木	京都市 西部土木みどり事務所	右京
1	K-3	右京区嵯峨広沢南下馬野町NTT柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
1	K-4	右京区太秦中筋町樹木	京都市 西部土木みどり事務所	右京
2	K-5	右京区太秦京ノ道町関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
2	K-6	右京区嵯峨明星町関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
2	K-7	右京区嵯峨野宮ノ元町関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
3	K-9	右京区太秦御所ノ内町関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
3	K-10	右京区太秦堀ケ内町関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京
3	K-11	右京区山ノ内宮脇町樹木	京都市 西部土木みどり事務所	右京
4	K-12	西京区嵐山谷ケ辻子町NTT柱	京都市 西京土木みどり事務所	西京

(その2)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
5	K-13	西京区嵐山朝月町 照明柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
6	K-15	右京区梅津前田町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
6	K-17	右京区梅津南上田町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
7	K-19	右京区梅津高畝町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
7	K-20	右京区梅津南広町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
8	K-23	西京区松室中溝町 関電柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京

長辻通（竹林の小径入口前）の交通規制看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月9日 ～ 12月3日
--------	-------------------

設 置 予 定 枚 数	1 枚
-------------	-----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	L-1	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

長辻通(渡月橋北詰～新丸太町通)の北行一方通行規制に伴う
交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間 令和8年11月9日～12月3日

設置予定枚数 4枚

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	M-1	西京区嵐山朝月町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	M-2	西京区嵐山朝月町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
2	M-3	西京区嵐山宮ノ前町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
3	M-6	右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

長辻通(渡月橋北詰～新丸太町通)の車両通行禁止に伴う 交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和 8 年 11 月 16 日 ～ 12 月 3 日
--------	-----------------------------

設 置 予 定 枚 数	14 枚
-------------	------

(その 1)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	B-1	右京区嵯峨天龍寺車道町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-2	右京区嵯峨天龍寺北造路町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-3	右京区嵯峨天龍寺北造路町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-4	右京区嵯峨天龍寺北造路町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-5	右京区嵯峨天龍寺造路町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-9	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	B-10	右京区嵯峨柳田町 防護柵	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	B-11	右京区嵯峨明星町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

(その2)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
4	B-19	右京区常盤東ノ町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
1	B-20	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
5	B-21	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
6	B-22	右京区嵯峨天龍寺今堀町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
6	B-23	右京区嵯峨天龍寺竜門町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	B-27	右京区梅津尻溝町 NTT 柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

嗟峨街道（渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点）の
南行一方通行規制に伴う交通規制予告看板の
設置場所一覧（渡月橋～松尾大社間）

設置予定期間	令和8年11月16日～12月3日
--------	------------------

設置予定枚数	7枚
--------	----

(その1)

地区 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	C-2	西京区嵐山中尾下町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-3	西京区嵐山中尾下町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-5	西京区嵐山中尾下町 関電柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-6	西京区嵐山中尾下町 標識柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-7	西京区嵐山中尾下町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-8	西京区嵐山中尾下町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	C-9	西京区嵐山中尾下町 カーブミラー	京都市 西京土木みどり事務所	西 京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

嗟峨街道（渡月橋北詰～阪急嵐山駅前交差点）の
南行一方通行規制に伴う交通規制予告看板の
設置場所一覧（松尾大社以南）

設置予定期間	令和8年11月16日～12月3日
--------	------------------

設置予定枚数	4枚
--------	----

地図 No.	標 識 No.	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	D-1	西京区嵐山宮ノ前町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	D-2	西京区嵐山宮ノ前町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	D-7	西京区松室追上ゲ町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	D-8	西京区松室追上ゲ町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

観光バスに係る周知・予告看板の設置場所一覧

設置予定期間 令和8年11月16日～12月3日

設置予定枚数 5枚

地区 No.	標識 No.	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	F-3	右京区嵯峨天龍寺造路町 照明柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	F-4	右京区嵯峨天龍寺角倉町 防護柵	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	F-5	右京区嵯峨伊勢ノ上町 防護柵	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	F-8	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	F-9	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

嵐山地区内の臨時交通規制に伴う 交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月16日 ～ 12月3日
--------	--------------------

設 置 予 定 枚 数	2 枚
-------------	-----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	G-12	西京区嵐山西一川町 関電柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京
1	G-13	西京区嵐山中尾下町 NTT 柱	京都市 西京土木みどり事務所	西 京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

長辻通（渡月橋北詰～新丸太町通）の車両通行禁止に伴う
交通規制・予告看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月16日～12月3日
--------	------------------

設置予定枚数	1枚
--------	----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	K-8	右京区嵯峨野秋街道町 関電柱	京都市 西部土木みどり事務所	右京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

嵐山地区内の亀山公園を通る回遊ルート 案内看板設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月16日 ～ 12月3日
--------	--------------------

設置予定枚数	2枚
--------	----

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	H-1	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 自立	京都市 西部土木みどり事務所	右京
1	H-2	右京区嵯峨亀ノ尾町 自立	京都府 京都土木事務所	右京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

嵐山地区内の亀山公園を通る回遊ルートのご案内
案内横断幕設置場所一覧

設置予定期間	令和8年11月16日～12月3日
--------	------------------

設置予定枚数	4枚
--------	----

(その 1)

地図 No.	標識 No	設置場所	管轄土木みどり事務所	管轄警察署
1	0-1	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町 横断幕	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
2	0-2	右京区花園坤南町 横断幕	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	0-3	右京区嵐山西一川町 横断幕	京都市 西部土木みどり事務所	右 京
3	0-3	右京区嵐山西一川町 横断幕	京都市 西部土木みどり事務所	右 京

京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

東山地区における看板の設置について

設置予定期間

令和8年11月16日 ～令和8年12月3日

設 置 予 定 枚 数

27 枚

(その1)

地図 No.	標識 No.	設置物 区分	設置場所	管轄道路管理者	管轄警察署
1	東- 3	巻付式	左京区田中門前町 NTT柱（東山東1）	京都市 左京土木みどり事務所	左京
2	H- 64	巻付式	左京区聖護院山王町 照明灯柱（左-13359）	京都市 左京土木みどり事務所	左京
2	東- 2	巻付式	左京区北門前町 標識柱	京都市 左京土木みどり事務所	左京
3	H- 65	巻付式	東山区西海子町 照明灯柱（東-3301）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	H- 32	巻付式	東山区七軒町 照明灯柱（東-3175）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	H- 45	巻付式	東山区分木町 信号柱（第891号）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	H- 7	巻付式	東山区林下町 信号柱（第440号）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
4	H- 10	巻付式	東山区梅林町 NTT柱（東山42）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
4	H- 35	立て看板	東山区五条橋東六丁目 高架道下	国土交通省 京都第一維持出張所	東山
4	H- 36	立て看板	東山区五条橋東六丁目 横断防止柵	国土交通省 京都第一維持出張所	東山
4	H- 37	立て看板	東山区五条橋東六丁目 高架道下周辺	国土交通省 京都第一維持出張所	東山
4	H- 29	巻付式	東山区西橋町 標識柱	京都市 東部土木みどり事務所	東山
5	H- 24	巻付式	下京区平屋町 標識柱（97 5 02）	国土交通省 京都第一維持出張所	下京
5	H- 26	巻付式	東山区鐘鋳町 関電柱（五東7）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
6	H- 31	巻付式	東山区中之町 照明灯柱（東-3325）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
6	東- 10	巻付式	東山区下弁天町 関電柱（西東山64）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
7	H- 48	巻付式	東山区宮川筋一丁目 信号柱（第1278号）	京都市 東部土木みどり事務所	東山

(その2)

地図 No.	標識 No.	設置物 区分	設置場所	管轄道路管理者	管轄警察署
7	H- 61	巻付式	中京区横鍛冶町 関電柱（丸太町121）	京都市 西部土木みどり事務所	中京
8	H- 62	巻付式	中京区光り堂町 照明灯柱（中2359-3）	京都市 西部土木みどり事務所	中京
9	東- 21	横断幕	下京区泉水町 横断歩道橋	国土交通省 京都第一維持出張所	下京
10	S- 20	横断幕	左京区田中上大久保町 他 横断歩道橋	京都市 左京土木みどり事務所	左京
10	S- 33	横断幕	左京区吉田本町 ガードパイプ	京都市 左京土木みどり事務所	左京
11	S- 36	横断幕	左京区北門前町 ガードパイプ	京都市 左京土木みどり事務所	左京
11	S- 38	横断幕	左京区北門前町 ガードパイプ	京都市 左京土木みどり事務所	左京
12	S- 47	横断幕	中京区一之船入町 横断防止柵	京都市 西部土木みどり事務所	中京
12	S- 49	横断幕	上京区京都御苑 横断防止柵	京都市 西部土木みどり事務所	上京
13	S- 56	横断幕	中京区錦堀川町 ガードパイプ	京都市 西部土木みどり事務所	中京

東福寺の観光バス乗降スペースの確保、待機場への誘導に伴う九条陸橋周辺地域の看板設置について

設置予定期間	令和8年11月16日 ～令和8年12月3日
--------	-----------------------

設 置 予 定 枚 数	18 枚
-------------	------

地図 No.	標識 No.	設置物 区分	設置場所	管轄道路管理者	管轄警察署
1	T- 1	巻付式	東山区泉涌寺雀ヶ森町アーケード柱	京都市 東部土木みどり事務所	東山
1	T- 2	巻付式	東山区本町15丁目NTT柱（東山88）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
1	T- 3	巻付式	東山区本町15丁目NTT柱（ヒガシヤ92）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
1	T- 19	巻付式	東山区本町15丁目NTT柱（ヒガシヤ91）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
2	T- 4	巻付式	南区東九条河西町関電柱（Nシヨウ17）	京都市 南部土木みどり事務所	南
2	T- 5	巻付式	南区東九条河西町関電柱（北九条18）	京都市 南部土木みどり事務所	南
3	T- 6	巻付式	東山区本町15丁目関電柱（西東山141）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	T- 7	巻付式	東山区本町15丁目関電柱（Wヒガシヤ142）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	T- 8	巻付式	東山区本町15丁目関電柱（Wヒガシヤ143）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	T- 9	立て看板	東山区本町15丁目ガードレール	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	T- 10	立て看板	東山区本町15丁目ガードレール	京都市 東部土木みどり事務所	東山
3	T- 11	立て看板	東山区本町15丁目ガードレール	京都市 東部土木みどり事務所	東山
4	T- 15	巻付式	南区東九条南松田町関電柱（カシノ103）	京都市 南部土木みどり事務所	南
4	T- 16	巻付式	南区上鳥羽鉾立町照明灯柱（南-6896）	京都市 南部土木みどり事務所	南
4	T- 17	巻付式	南区上西九条仏現寺町NTT柱（南油小路6）	京都市 南部土木みどり事務所	南
4	T- 18	巻付式	南区上鳥羽尻切町NTT柱（南油小路12）	京都市 南部土木みどり事務所	南
5	T- 20	巻付式	東山区本町11丁目NTT柱（本町南12）	京都市 東部土木みどり事務所	東山
5	T- 21	巻付式	東山区本町11丁目関電柱（イノハシ110）	京都市 東部土木みどり事務所	東山

パークアンドライド利用促進に伴う重点利用促進駐車場への
誘導の実施に伴う誘導看板設置場所一覧表

設置予定期間 令和8年11月13日～令和8年12月3日

設置予定枚数 3枚

(看板サイズ 縦0.60m×横0.50m)

地図 No.	看板No.	設置場所	管轄警察署
1	A-2	京都府京都市南区東九条柳下町 用地内	

(看板サイズ 縦1.80m×横0.40m)

地図 No.	看板No.	設置場所	管轄警察署
1	A-1	京都府京都市南区東九条柳下町 ネットフェンス	

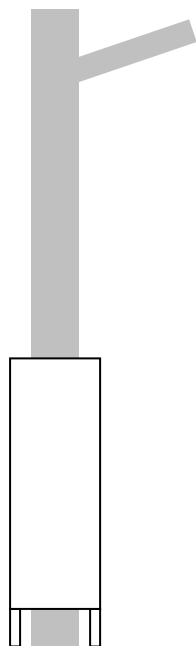
(看板サイズ 縦0.50m×横4.00m)

地図 No.	看板No.	設置場所	管轄土木事務所	管轄警察署
1	F-11	滋賀県大津市本宮二丁目 横断歩道橋 (本宮歩道橋)	滋賀県 大津市土木事務所	大津警察署

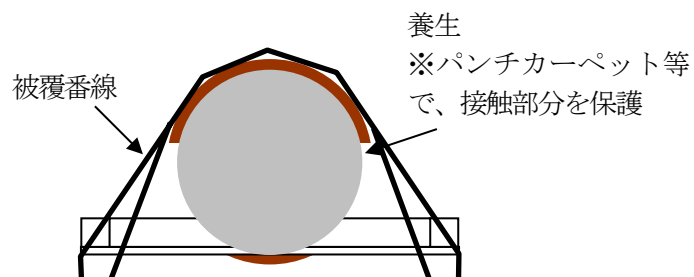
京都市都市計画局
歩くまち京都推進室

立て看板設置方法

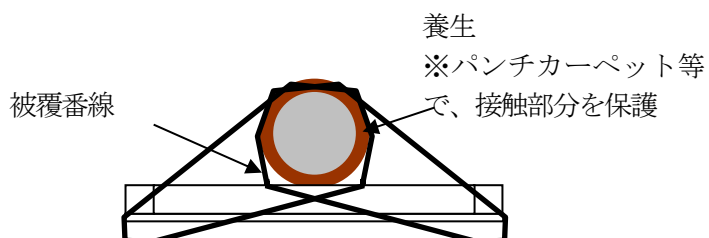
(1) 設置方法



取り付け箇所



径の大きな支柱の場合



径の小さな支柱の場合

(2) その他

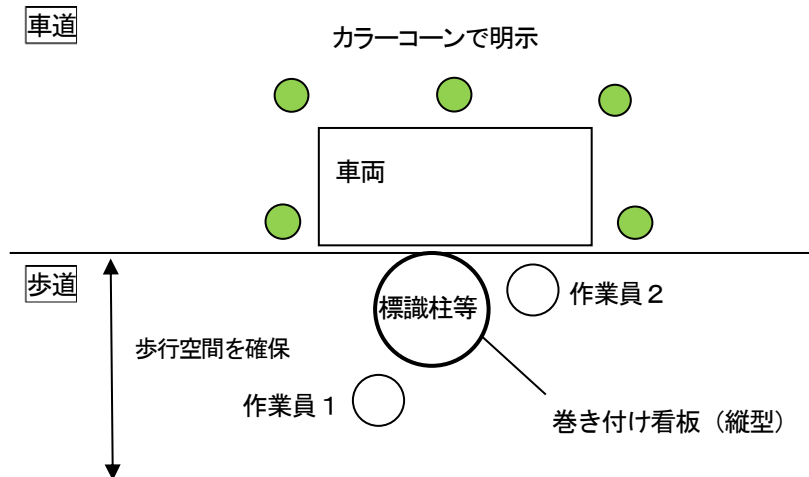
- ・被覆番線又はP Pテープなど（設置対象の工作物を損傷せず、錆移りの原因とならない素材のもの）で、風雨等でも緩まないようにしっかりと固定すること。
- ・被覆番線で固定した場合、先端部分が歩行者や車両に接触しないように看板の内側に折り曲げて、ゴムテープなどで養生すること。
- ・照明柱、電柱、街路樹等との固定部・接触部はパンチカーペット等により養生すること。

巻き付け看板（電柱幕）設置方法

（１）設置方法

取り付け方法については、風雨等により落下しないよう、以下のとおり結束バンド及びロープによって堅固に結束する。また、10日に1回保安点検を行い、事故防止に万全を期する。

（２）設置作業図



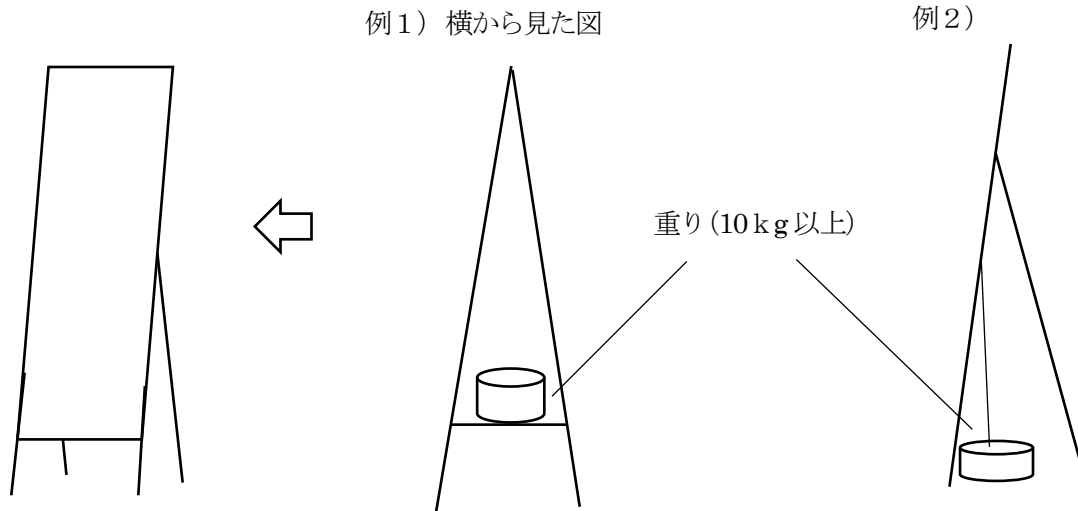
- ・現場監督員の監視下の元、設置場所および安全を確認した上で、設置場所に必要最小限の作業場所を確保し、作業員が横断幕を設置する。
- ・作業は作業場所内でのみで行う。歩行空間の幅員を1.5m以上確保できない場合は、歩行者が通行する際は作業を中断し、歩行者を優先し通行を妨げないよう注意する。
- ・周囲の安全を確認し、歩行者に対し十分注意の上作業を開始する。

（３）設置作業

- ・標識柱等に、ロープ、ステンレスバンド、結束バンド又は被覆番線（設置対象の工作物を損傷せず、錆移りの原因とならない素材のもの）にて結束を行う。
- ・被覆番線で固定した場合、先端部分はガムテープなどで養生すること。
- ・取り付け後、ロープ等に緩み、たるみがないか、風であおられてバタついたりしていないか確認する。

自立看板設置方法

(1) 設置方法



(2) その他

- ・ 通行等の妨げにならないか、平らで安定した地面かどうかを確認のうえ、10kg以上の重りを用い、風などによる位置ずれや転倒が起こらないように設置する。

	11月																														12月						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5		
	日	月	祝	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
設置区分1(北行一方通行に係る看板)									設置作業					維持期間(適宜点検を実施)															撤去作業								
設置区分2(交通対策日に係る看板)																設置作業					維持期間(適宜点検を実施)										撤去作業						
設置区分3(パークアンドライド)													設置作業		維持期間(適宜点検を実施)															撤去作業							